

イ
国内に本店又は主たる事務所を有する法

人 当該法人の登記事項証明書（法人税法
昭和四十年法律第三十四号）第二条第九
号（定義）に規定する普通法人（その資本
金の額又は出資金の額につき登記を要する
ものに限る。）にあつては、当該普通法人
の資本金の額又は出資金の額の記載がある
もの）での登記又は登録の申請の日以前
一月以内に交付を受けたもの
イに掲げる法人以外の法人 その登記又

定する不動産に該当する旨を記する広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第三十六条（主務大臣等）に規定する主務大臣（次号において「主務大臣」という。）の書類

二 法別表第三の五の項の第三欄の第二号に掲げる登記 その登記が同号に掲げる登記に該当する旨を証する主務大臣の書類

第二条の八 法別表第三の五の二の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法別表第三の五の二の項の第三欄の第一号

号に規定する不動産に該当する旨を証する國家公
安委員会の書類とする。

第三条 法別表第三の十の項の第四欄に規定する
財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登
記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法別表第三の十の項の第三欄の第一号に掲
げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれ
ぞれ次に定める書類

イ 法別表第三の十の項の第三欄の第一号の
社会福祉事業（社会福祉法（昭和二十六年
法律第四十五号）第二条第二項第一号（定
義）に規定する事業（同号に規定する母子
生活支援施設を除く。）、司

(3) 記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

社会福祉事業の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する當該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類

法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業（イに規定する社会福祉事業

イ 国内に本店又は主たる事務所を有する法人 当該法人の登記事項証明書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第九号（定義）に規定する普通法人（その資金の額又は出資金の額につき登記を要するものに限る。）にあつては、当該普通法人の資金の額又は出資金の額の記載があるもの）でその登記又は登録の申請の日以前一月以内に交付を受けたものイに掲げる法人以外の法人 その登記又

二 法別表第三の五の項の第二欄の第二号に掲げる登記 その登記が同号に掲げる登記に該当する旨を証する主務大臣の書類 第二条の八 法別表第三の五の二の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に

号に規定する不動産に該当する旨を証する國家公安委員会の書類とする。

第三条 法別表第三の十の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ當該各号に定める書類とする。

一 法別表第三の十の項の第三欄の第一号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第一号（定義）に規定する事業（同号に規定する母子生活支援施設を経営する事業を除く。）、司

(3) 記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

社会福祉事業の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する當該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類

法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業（イに規定する社会福祉事業

四欄に規定する財務省今て定める書類にてして
準用する。この場合において、前項中「株式会社日本
社国際協力銀行」とあるのは、「株式会社日本
政策金融公庫」と読み替えるものとする。

に掲げる登記 その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産に係る同号に規定する学校を所管する都道府県知事（地方自治法第一百五十二条の二第一項（条例による事務処理の特例）の規定により当該学校に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類

二 法別表第三の五の二の項の第三欄の第二号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じて

条第三項第二号に規定する事業（同号に規定する児童自立生活援助事業及び児童原生施設又は児童家庭支援センターを經營する事業に限る。）及び同項第四号の二に規定する事業（同号に規定する相談支援事業のうち児童福祉法第四条第二項（定義）に規定する障害児に係るものに限る。）を除く。（1）から（3）までにおいて同じ。）の用に供する不動産に係る登記（ハに掲げる登記を除く。）次に掲げる場合の区分に心配

(1) 社会福祉事業の用に供する不動産が指定された市町村の区域外に所在する場合、その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事の書類

する財務省令で定める書類は、その登記に係る不動産が同項の第三欄の第一号又は第二号に規定する不動産に該当する旨を証する厚生労働大臣の書類とする。

それぞれ次に定める書類
イ 保育所の用に供する不動産に係る登記
第二条第二号イに定める書類
ロ 家庭的保育事業等の用に供する不動産に
係る登記 第二号ロに定める書類

(1) 社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市及び中核市の区域外に所在する場合その登記に係る不動産が法別表第三それぞれ次に定める書類

(2) 社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当

第二条の五 法別表第三の四の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、その登記に係る不動産が同項の第三欄の第一号又は第二号に規定する不動産に該当する旨を証する国土交通大臣の書類とする。

三
係る登記 第二条第一号に定める書類
に掲げる登記 第一条第三号に定める書類
第二条の九 法別表第三の六の項の第四欄に規定
する財務省令で定める書類は、その登記に係る

の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項（条例による事務処理の特例））の規定に

する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

する財務省令で定める書類は、その登記に係る不動産が同項の第三欄の第一号又は第二号に規定する不動産に該当する旨を証する厚生労働大臣の書類とする。

不動産が同項の第三欄に規定する不動産に該当する旨を証する法務大臣の書類とする。

より社会福祉法第六十二条第一項（社会福祉施設の設置）の規定により社会福祉法第六十二条第一項（社会福祉施設若しくは同法第六十八条の二第一項（社会福祉施設の設置）の社会福祉施設の設置）の社会福祉施設若しくは同法第六十八条の二第一項（社会福祉施設の設置）の社会福祉施設の設置）の社会福祉施設の設置

（所有者「等」の特例）の夫婦に、いり直木談所設置市が処理するものとされる事務に係るものに限る。）の用に供する不動産に係る登記。その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該

規定する財務省令で定める書類は、その登記に係る不動産が同項の第三欄の第一号又は第二号に規定する不動産に該当する旨を証する経済産業大臣の書類とする。

定する不動産に該当する旨を証する財務大臣の書類とする。

設置又は同法第六十七条第一項（施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始）若しくは第六十九条第一項（住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の開始等）の社会福祉

二 不動産の所在地を管轄する児童相談所設置
市長の書類

第二条の七 法別表第三の五の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法別表第三の五の項の第三欄の第一号に掲げる登記 その登記に係る不動産が同号に規定する登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

る不動産が同項の第三欄の第一号又は第二号に規定する不動産に該当する旨を証する厚生労働大臣の書類とする。

事業の開始に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長。ロ
（1）において同じ。の書類

産に係る同号に規定する学校を所管する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該学校に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類

掲げる額に口に掲げる割合を乗じて計算した額

イ 組織変更をする会社の当該組織変更の直前ににおける資本金の額（当該組織変更をする会社が合名会社又は合資会社である場合にあつては、九百万円）

ロ 口に掲げる額から（2）に掲げる額を控除した額（当該控除した額が零を下回る場合にあつては、零）が（1）に掲げる額のうちに占める割合

（1） 組織変更をする会社の当該組織変更の直前ににおける資産の額から負債の額を控除した額（当該控除した額がイに掲げる額以下である場合にあつては、イに掲げる額）

（2） 組織変更後の株式会社又は合同会社が当該組織変更に際して当該組織変更の直前の会社の株主又は社員に対して交付する財産（当該組織変更後の株式会社の株式及び合同会社の持分を除く。）の価額

三 合同会社の代表者が証明したものに限る。）を当該登記の申請書に添付しなければならない。

一 新設合併により消滅する各会社の当該消滅の直前における資産の額及び負債の額

二 新設合併により設立する株式会社又は合同会社が当該新設合併に際して当該新設合併により消滅する各会社の株主又は社員に対して交付する財産（当該新設合併により設立する株式会社の株式及び合同会社の持分を除く。）

4 法別表第一第二十四号（一）本の組織変更による株式会社又は合同会社の設立の登記を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類（当該組織変更後の株式会社又は合同会社の代表者が証明したものに限る。）を当該登記の申請書に添付しなければならない。

一 組織変更をする会社の当該組織変更の直前ににおける資産の額及び負債の額

二 組織変更後の株式会社又は合同会社が当該組織変更に際して当該組織変更の直前の会社の株主又は社員に対して交付する財産（当該組織変更後の株式会社の株式及び合同会社の持分を除く。）の価額

三 法別表第一第二十四号（二）本の組織変更により合同会社を設立する場合の種類（当該種類の変更の直前ににおける当該種類の変更をする会社の資本金の額（当該種類の変更をする会社が合名会社又は合資会社である場合にあつては、九百万円））

一 法別表第一第二十四号（一）本の組織変更による株式会社又は合同会社の設立の登記を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類（当該組織変更後の株式会社又は合同会社の代表者が証明したものに限る。）を当該登記の申請書に添付しなければならない。

一 第十三条 法別表第一第三十七号（五）に規定する財務省令で定める委託又は再委託は、一時的に必要に基づき期限を付して行われる委託又は再委託（以下この条において「期限付委託等」という。）で、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十六条（登録）の特定保険募集人の登録に係る同法第二百七十七条第一項（登録の申請）の登録申請書に当該登録を受けようとする者が同法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社又は同法第十八条に規定する少額短期保険業者からの委託又は再委託を受ける者である旨の記載がない場合の当該期限付委託等とする。

（レーダーの空中線電力の計算）

第五十四条 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百四十六号。以下「令」という。）第十二条第一項第五号の規定により計算したレーダーの空中線電力は、当該レーダーについて無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十二条（空中線電力の換算比）又は第十三条（空中線電力の算出方法等）の規定により算出される平均電力による。

2 第十五条 法別表第一第二十四号（一）イに規定する財務省令で定める認定は、優良自動車整備事業者認定規則（昭和二十六年運輸省令第七十二号）第二条第一項第一号（認定の種類）の一種整備工場の認定とする。

一 法別表第一第二十四号（一）口に規定する財務省令で定める認定は、優良自動車整備事業者の株式及び合同会社の持分を除く。）の価額

三 前号の交付する財産のうち当該吸収合併後存続する株式会社が有していた自己的株式の

6 第一項又は第二項の規定による計算は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十三条第一項（株式会社を設立する新設合併契約）若しくは第七百五十五条第一項（持分会社を設立する新設合併契約）に規定する新設合併契約（当該新設合併契約又は同法第七百四十四条第一項（株式会社の組織変更計画）若しくは第七百四十六条第一項（持分会社の組織変更計画）に規定する組織変更計画の基礎となつた額（これらの契約又は計画に変更があつた場合には、当該変更後の契約又は計画の基礎となつた額）によるものとする。

（特定保険募集人の委託又は再委託による登録で課税しないものに係る委託又は再委託の形態）

一 第十六条 法別表第一第一百二十五号（二）イに規定する財務省令で定める事業計画の変更の認可（道路運送事業に係る事業計画の変更の認可で課税するものの範囲）

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イ（種類）の一般乗合旅客自動車運送事業に係る同法第四条第一項（一般旅客自動車運送事業の許可）の一般旅客自動車運送事業の許可を受けている者が同法第十一条第一項（事業計画の変更）の規定により同法第五条第一項第三号（許可申請）の路線を増加するために受ける事業計画の変更の認可で、道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第一条第一項（旅客自動車運送事業に関する権限の委任）の規定により地方運輸局長に委任された権限（同項第六号に係るものに限る。）に係るもの（当該許可を受けている路線（以下この号において「既存路線」という。）に接続しない路線の新設で、当該既存路線の属する地方運輸局の管轄区域を超える路線の新設に係るもの）を除く。）

二 道路運送法第三条第一号ロの一般貸切旅客自動車運送事業に係る同法第四条第一項の一般旅客自動車運送事業の許可を受けている者が同法第十五条第一項の規定により同法第五条第三号の営業区域を増加するために受ける事業計画の変更の認可で、当該許可を受けている営業区域の属する地方運輸局の管轄区域を超えて営業区域を増加することに係るもの（一時的な需要のために期間を限定してするものを除く。）

法別表第一第一百二十五号（二）ロに規定する財務省令で定める事業計画の変更の認可は、道路運送法第三条第一号ハの一般乗用旅客自動車運送事業に係る同法第四条第一項の一般旅客自動車運送事業の許可を受けている者が同法第十五条第一項の規定により同法第五条第一項第三号の営業区域を増加するために受ける事業計画の変更の認可で、当該許可を受けている営業区域の管轄区域を増加することに係るもの（一時的な需要のために期間を限定してするものを除く。）と

（船舶等の製造工事等に係る事業場の認定で課税しないものの範囲）

第十六条の二 令第十九条の二第二項に規定する財務省令で定める変更登録は、道路運送法第十七条の七第一項（変更登録等）の変更登録で、同法第七十九条の二第一項第二号（登録の申請）の自家用有償旅客運送の種別の増加に係るもの又は同項第三号の運送の区域の増加に係るもの（同法第七十九条（登録）の登録を受けている当該運送の区域の属する市町村内における当該運送の区域の増加に係るもの）を除く。とする。

（自家用有償旅客運送者に係る変更登録で課税するものの範囲）

第十六条の二 令第十九条の二第二項に規定する財務省令で定める変更登録は、道路運送法第十七条の七第一項（変更登録等）の変更登録で、同法第七十九条の二第一項第二号（登録の申請）の自家用有償旅客運送の種別の増加に係るもの又は同項第三号の運送の区域の増加に係るもの（同法第七十九条（登録）の登録を受けている当該運送の区域の属する市町村内における当該運送の区域の増加に係るもの）を除く。とする。

（船舶の製造事業等に係る施設又は設備の新設等の許可で課税しないものの範囲）

第十七条 法別表第一第一百二十八号（二）に規定する財務省令で定める許可是、造船法（昭和十五年法律第二百二十九号）第二条第一項（施設の新設等の許可等）の規定による許可で、当該許可に係る施設において製造又は修繕をする船舶があらかじめ特定され、かつ、当該船舶の製造又は修繕に要する期間（一年以内の期間に限る。）が定められているものとする。

法別表第一第一百二十八号（二）に規定する財務省令で定める許可是、造船法第三条第一項（設備の新設等の許可等）の規定による許可で、当該許可に係る設備を用いて製造又は修繕をする船舶があらかじめ特定され、かつ、当該船舶の製造又は修繕に要する期間（一年以内の期間に限る。）が定められているものとする。

第十九条 法別表第一第一百三十一号（二）に規定する財務省令で定める認定は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十六号）第十九条の四十九第一項（船舶安全法の準用）において準用する船舶安全法（以下この条において「準用船舶安全法」という。）第六条ノ一（事業場の認定）の認定を受けている者が当該認定に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）第七条（認定の有効期間）の有効期間が満了した後に引き続き当該認定に係る同令第三条第一項（認定）の物件の製造工事又は改修理工事の能力と同一の能力について受けた準用船舶安全法第六条ノ一の認定とする。法別表第一第一百三十一号（二）に規定する財務省令で定める認定は、準用船舶安全法第六条ノ一の範囲しないものの範囲

2 法別表第一第一百三十号(二)に規定する財務省令で定める認定は、船舶安全法第六条ノ三事業場の認定の認定を受けている者が当該認定に係る船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第二十三条(認定の有効期間)の有効期間が満了した後に引き続き当該認定期に係る同令第十九条第一項(認定)の船舶又は物件の類型ごとの整備の能力と同一の能力について受ける同法第六条ノ三の認定とする。法別表第一第一百三十号(三)に規定する財務省令で定める認定は、船舶安全法第六条ノ四第四項(事業場の認定)の認定を受けている者が当該認定に係る船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第三十七条规定の有効期間の認定期に係る同令第三十三条第一項(認定)の

以下この項において同じ。) の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 貨物利用運送事業法第二条第五項(定義)に規定する貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して貨物の運送を行う第一種貨物利用運送事業者 同法第七条第一項(変更登録等)の変更登録で、同法第四条第一項第四号(登録の申請)の利用運送の区間の増加に係るもの(本邦と外国との間において行う貨物の運送の区間の増加に係るものに限る。)

二 前号に掲げる第一種貨物利用運送事業者以外の第一種貨物利用運送事業者 貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録で、同法第四条第一項第四号の利用運送に係る運送機関の種類又は利用運送の区域若しくは区間の増加に係るもの

法別表第一百三十九号(四)に規定する財務省令で定める事業計画の変更の認可は、貨物利用運送事業法第二十五条第一項(事業計画及

第二十条 法別表第一 第百三十八号(二)に規定する財務省令で定める認定は、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二十条第一項(事業場の認定)の認定を受けている者が当該認定に係る航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第三十四条(認定の有効期間)の有効期間が満了した後に引き続き当該認定に係る同令第三十条第一項(業務の範囲及び限定)の業務の能力の区分に応じた業務の範囲と同一の業務の範囲について受けける同法第二十条第一項の認定とする。

(貨物利用運送事業に係る変更登録又は事業計画の変更の認可で課税するものの範囲)

第二十一条 法別表第一 第百三十九号(二)に規定する財務省令で定める変更登録は、次の各号に掲げる第一重債務者(販売引当金

六条の十八第一号イ（広域的処理の認定の申請に係る書類）の処理を行う一般廃棄物の種類又は同号ロの処理を行う区域の増加に係るものとする。

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の三第三項（産業廃棄物の広域的処理に係る特例）において読み替えて準用する同法第九条の九第六項の産業廃棄物の広域的な処理に係る変更の認定で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の十二の十三（準用）において読み替えて準用する同令第六条の十八第一号イの処理を行う産業廃棄物の種類又は同号ロの処理を行う区域の増加に係るものとする。

（使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域の増加に係る再資源化事業計画の変更の認定で課税するものの範囲）

第二十二条の一 法別表第一（第一百五十六号の二） イに規定する財務省令で定める変更の認定

利用運送事業法第四十六条第二項（事業計画）の事業計画の変更の認可で、貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）、第三十九条第一項第五号イ（一）（事業の許可の申請）の利用運送の区域若しくは区間の増加に係るもの（本邦と外国との間において貨物の運送を行う場合において当該外国が増加するときににおけるものに限る。）又は同号イ（四）の業務の範囲の増加に係るものとする。

（一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的処理に関する変更の認定で課税するものの範囲）

第二十二条 法別表第一第一百五十六号（四）に規定する財務省令で定める変更の認定は、次に掲げるものとする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の九第六項（一般廃棄物の広域的処理に係る特例）の

八年法律第十一号)第六条ノ一(事業場の認定)の認定を受けている者が当該認定に係る船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則(昭和四十八年運輸省令第四十九号)第七条(認定の有効期間)の有効期間が満了した後に引き続き当該認定に係る同令第三条第一項(認定)の船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事の能力と同一の能力について受ける同法

ノ三（事業場の認定）の認定を受けている者が、当該認定に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第二十三条（認定の有効期間）の有効期間が満了した後に引き続き当該認定に係る同令第十九条第一項（認定）の物件の類型ごとの整備の能力と同一の能力について受ける準用船舶安全法第六条ノ三の認定とする。

び集配事業計画)の事業計画の変更の認可で、
同法第二十一条第一項第二号(許可の申請)の
利用運送の区域若しくは区間の増加に係るもの
(本邦と外国との間ににおいて貨物の運送を行ふ
場合において当該外国が増加するときにおける
ものに限る)又は同号の業務の範囲の増加に
係るものとする。

定は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第十二条第一項（再資源化事業計画の変更等）の規定による再資源化事業計画の変更の認定で同法第十二条第二項第四号（再資源化事業計画の認定）の使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域の増加に係るものとする。（電子情報処理組織を使用する場合の納付方法等）

第二十三条 法第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法は、法第二条に規定する登記等（以下「登記等」という。）の申請又は嘱託を行う場合に登記機関（法第五条第二号に規定する登記機関をいう。以下同じ。）から得た納付情報により納付する方法とする。

2 法第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 登録免許税の額の納付の事実の確認に係る事務を電子情報処理組織により処理するため必要な電子計算機が登記官署等（法第八条第一項に規定する登記官署等をいう。以下同じ。）に設置されていない場合
- 2 電気通信回線の故障その他の事由により前号に規定する電子計算機を使用して登記機関が登録免許税の額の納付の事実を確認することができない場合（納付の委託に係る通知）

第二十三条の二 法第二十四条の三第一項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項の通知とする。

- 1 登記等を受ける者（当該者以外の者で当該登記等に係る登録免許税を納付しようとするもの）の登記の区分に応じ当該各号に定める事項の通知とする。
- 2 当該クレジットカードを使用する場合（当該登記免許税を納付しようとする場合（当該登記免許税の額が当該クレジットカードによつて決済することができる金額以下である場合に限る。）次に掲げる事項）
- 3 前条第一項の納付情報及び納付書記載事項（登記等を受ける者の氏名又は名称及び登記等に係る登録免許税の額その他の納付書に記載すべきこととされている事項をいう。以下同じ。）
- 4 当該クレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項

二 登記等を受ける者が使用する資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項（定義）に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引（以下この号において「第三者型前払式支払手段による取引等」という。）により登記免許税を納付しようとする場合（当該登記免許税の額が当該第三者型前払式支払手段による取引等によって決済することができる金額以下である場合に限る。）次に掲げる事項

第二十三条の三 令第三十条の二第二号に規定する財務省令で定める基準は、地方自治法第二百三十二条の二の三第一項（指定納付受託者）に規定する指定納付受託者として道府県税又は都税の納付に関する事務処理の実績を有する者その他これらの方に準じて法第二十四条の四第一項に規定する納付事務を適正かつ確実に遂行することができると認められる者であることをする。

第二十三条の四 法第二十四条の四第一項の規定による所管省庁の長（同項に規定する所管省庁の長をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、その名称及び住所又は事務所の所在地その他の当該所管省庁の長が必要と認める事項を記載した申出書を当該所管省庁の長に提出しなければならない。

第二十三条の五 法第二十四条の四第二項に規定する納付の確認の時期

第二十三条の六 法第二十四条の四第三項の規定による納付受託者（法第二十四条の四第一項に規定する納付受託者をいう。以下同じ。）は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、同条第三項の規定により、変更しようとする日の前日から起算して六十日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して十四日後の日のいずれか早い日までに、その旨を記載した届出書を当該納付受託者に係る所管省庁の長に提出しなければならない。

第二十三条の七 納付受託者は、法第二十四条の三第一項の規定による委託を受けたときは、当該委託をした者に、その旨を電子情報処理組織を使用して通知しなければならない。

第二十三条の八 法第二十四条の五第一項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 報告の対象となつた期間並びに当該期間における報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

二 前号の期間において受けた同号の委託に係る納付書記載事項及び当該委託を受けた年月日

第二十三条の九 所管省庁の長は、納付受託者に対する報告の徵求

一 対し、法第二十四条の六第二項の報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

二 前号に掲げる場合以外の場合

一 法第二十四条の六第二項の規定により提出された登記機関の定める書類

二 前号に掲げる場合以外の場合

(納付不足額の通知事項)

第二十六条 法第二十八条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 登記等に係る課税標準及び登録免許税の額

二 登記等による課税標準及び登録免許税の額

三 前号の登録免許税の額のうち未納の金額

四 第二号の登録免許税の納期限

五 登記等を受けた者の氏名又は名称及び当該登記等に係る登録免許税の法第八条第二項の規定による納税地

六 通知をする登記機関の官職及び氏名

七 第二号の登録免許税に係る登記官署等の名称及びその所在地

八 その他参考となるべき事項

九 法第二十八条第三項に規定する財務省令で定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 令第三十条の三に規定する所管省庁の長が定める日

二 納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

(電子情報処理組織を使用した場合の添付書類の提出)

第二十七条 電子情報処理組織を使用して登記等の申請を行う者又は嘱託を行う官庁若しくは公署は、法第四条第二項の規定その他の登録免許税に関する法令の規定により書類を添付して当該登記等の申請又は嘱託を行う場合には、当該書類を当該登記等に係る登記機関の定めるところにより登記官署等に提出しなければならない。

附 則 (抄) 1 この省令は、昭和四十二年八月一日から施行する。この省令は、昭和四十二年八月一日から施行する。

附 則 (昭和四五年一〇月九日大蔵省令第六九号)

この省令は、昭和四十五年十月十二日から施行する。

附 則 (昭和四六年三月三一日大蔵省令第一三号)

この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四九年三月二八日大蔵省令第一六号)

この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年一月一〇日大蔵省令第二号)

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

この省令は、昭和五十一年一月十一日から施行する。

附 則 (昭和五三年三月三一日大蔵省令第一二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年三月三一日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一年九月三十日大蔵省令第八四号)

この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日大蔵省令第五二号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一二年八月二一日大蔵省令第六九号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一二年八月三十日大蔵省令第五二号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (昭和五六四年三月三一日大蔵省令第五九号)

この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年三月二七日大蔵省令第一二号)

この省令は、昭和六二年三月二七日大蔵省令第一二号)抄

(施行期日)

附 則 (昭和六二年三月二九日大蔵省令第四七号)

この省令は、昭和六二年三月二九日大蔵省令第四七号)抄

(施行期日)

附 則 (昭和六三年三月三一日大蔵省令第一一号)

この省令は、昭和六三年三月三一日大蔵省令第一一号)抄

(施行期日)

附 則 (昭和六三年三月二九日大蔵省令四五号)

この省令は、昭和六三年三月二九日大蔵省令四五号)抄

(施行期日)

附 則 (昭和三年九月三〇日大蔵省令第一〇号)

この省令は、昭和三年九月三〇日大蔵省令第一〇号)抄

(施行期日)

附 則 (平成一四年三月三〇日大蔵省令第一〇号)

この省令は、平成一四年三月三〇日大蔵省令第一〇号)抄

(施行期日)

附 則 (平成一四年九月三〇日財務省令第五四号)

この省令は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二条の三の改正規定については、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十九号)の施行の日(平成十四年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日財務省令第三一号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年九月三十日財務省令第二四号)

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年九月三十日財務省令第二五号)

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年九月三十日財務省令第二六号)

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年九月三十日財務省令第二七号)

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年九月三十日財務省令第二八号)

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年九月三十日財務省令第二九号)

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年九月三十日財務省令第二〇号)

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日財務省令第一一一号)

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日財務省令第一二一号)

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日財務省令第一三〇号)

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。	第一条 (施行期日) この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 第二条 (平成一八年三月三一日財務省令第二三号) 抄	二 第十二条 (平成一八年三月三一日財務省令第二三号) 抄
この省令は、平成十八年三月三日から施行する。	この省令は、平成十八年三月三日から施行する。
八から第二条の十一までを一条ずつ繰り下げ、	八から第二条の十一までを一条ずつ繰り下げ、

二 第十二条 (平成一八年三月三一日財務省令第二三号) 抄	二 第二十二条 (平成一八年三月三一日財務省令第二三号) 抄
この省令は、平成十八年三月三日から施行する。	この省令は、平成十八年三月三日から施行する。
七号) の施行の日	七号) の施行の日
二 第十二条の次に二条を加える改正規定 (第十二条に係る部分に限る) 会社法 (平成十七年法律第八十六号) の施行の日	二 第十二条の次に二条を加える改正規定 (第十二条に係る部分に限る) 会社法 (平成十七年法律第八十六号) の施行の日
七号) の施行の日	七号) の施行の日

附 则 (平成一九年九月二九日財務省令第六六号) 抄	附 则 (平成二〇年九月三〇日財務省令第六六号)
この省令は、平成十九年九月二九日から施行する。	この省令は、平成二十年九月三〇日から施行する。
二 第十二条 (平成一九年九月二九日財務省令第六六号) 抄	二 第二十二条 (平成二〇年九月三〇日財務省令第六六号) 抄
この省令は、平成十九年九月二九日から施行する。	この省令は、平成二十年九月三〇日から施行する。
二 第十二条の規定による改正後の登録免許税法施行規則第十二条第一項、第二項及び第五項から第八項までの規定は、この省令の施行の日以後に受ける登記について適用し、同日前に受けた登記についてはなお従前の例による。	二 第十二条の規定による改正後の登録免許税法施行規則第十二条第一項、第二項及び第五項から第八項までの規定は、この省令の施行の日以後に受ける登記について適用し、同日前に受けた登記についてはなお従前の例による。

附 则 (平成一九年一二月一八日財務省令第六五号) 抄	附 则 (平成二一年九月三〇日財務省令第六四号)
この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律 (平成十九年法律第九十六号) の施行の日 (平成十九年十一月二十六日) から施行する。	この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律 (平成十九年法律第九十六号) の施行の日 (平成十九年十一月二十六日) から施行する。
附 则 (平成二〇年四月三〇日財務省令第二八号)	附 则 (平成二〇年九月三〇日財務省令第六四号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条の十二を第二条の十三とし、第二条の八から第二条の十一までを一条ずつ繰り下げ、	一 第二条の十二を第二条の十三とし、第二条の八から第二条の十一までを一条ずつ繰り下げ、

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。ただし、次元号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三次に掲げる規定 令和二年十月一日

ロ 第五条中登録免許税法施行規則第二条のイ 略

二の改正規定

附 則（令和二年三月三一日財務省令第

一五号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年一一月一九日財務省令第

第七七号）

この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。

附 則（令和四年三月三一日財務省令第

一七号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日財務省令第

一八号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月三〇日財務省令第

一九号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和七年三月三一日財務省令第

二〇号）

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

附 則（令和八年三月三一日財務省令第

二一号）

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

附 則（令和九年三月三一日財務省令第

二二号）

この省令は、令和九年四月一日から施行する。

附 則（令和十年三月三一日財務省令第

二三号）

この省令は、令和十年四月一日から施行する。

第二号書式

第一号書式
第二号書式

第一号書式
第二号書式

認定の有効期間が満了した後に引き続き改正規則第一条の規定による改正後の航空法施行規則

第三十条第一項の表の第二号の下欄に掲げる業務の範囲について改正法第二条の規定による改正後の航空法第二十条第二項の認定（以下「新認定」という。）を受ける場合において、当該新認定に係る業務の範囲が当該旧認定に係る設備の種類に対応する業務の範囲内であるときにおける当該新認定は、新認定の有効期間が満了した後に引き続き当該新認定に係る業務の範囲と同一の業務の範囲について受けた新認定とみなして、改正後の登録免許税法施行規則第二十条の規定を適用する。

附 則（令和六年三月三〇日財務省令第

一八号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和七年三月三一日財務省令第

一九号）

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

附 則（令和八年三月三一日財務省令第

二〇号）

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

附 則（令和九年三月三一日財務省令第

二一号）

この省令は、令和九年四月一日から施行する。

附 則（令和十年三月三一日財務省令第

二二号）

この省令は、令和十年四月一日から施行する。

附 則（令和十一年三月三一日財務省令第

二三号）

この省令は、令和十一年四月一日から施行する。

附 則（令和十二年三月三一日財務省令第

二四号）

この省令は、令和十二年四月一日から施行する。

附 則（令和十三年三月三一日財務省令第

二五号）

この省令は、令和十三年四月一日から施行する。

附 則（令和十四年三月三一日財務省令第

二六号）

この省令は、令和十四年四月一日から施行する。

附 則（令和十五年三月三一日財務省令第

二七号）

この省令は、令和十五年四月一日から施行する。